

■税額控除

●配当控除

株式の配当などの配当所得があるときは、その金額に下記の表の率を乗じた金額が、所得割から差し引かれます。ただし、申告分離課税を選択した場合は適用されません。

種類		課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
				市民税	道民税	市民税	道民税
利益の配当等				1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
私 募 証 券 投 資 信 託 等	外 貨 建 証 券 投 資 信 託			0.4%	0.3%	0.2%	0.15%
	外 貨 建 証 券 投 資 信 託 以 外			0.8%	0.6%	0.4%	0.3%

●配当割控除

前年に配当割等を特別徴収された所得を申告した場合に所得割から控除し、控除しきれない場合は均等割に充当されます。充当しきれなかった額については還付となります。

●外国税額控除

外国で所得税・住民税に相当する税を課せられた場合において、その所得にさらに日本国の所得税や住民税が課せられたときは、国際間の二重課税となるため、これを調整するための控除です。

●住宅借入金等特別税額控除（住民税の住宅ローン控除）

対象者は前年分の所得税で、住宅ローン控除の適用を受けた下記の居住開始年月日の方です。

- （１）平成11年から平成18年末までに入居の方
- （２）平成21年から平成31年6月までに入居の方

※平成19年及び平成20年中に入居された方については、住民税の住宅ローン控除適用がない代わりに、所得税の住宅ローン控除適用期間について10年又は15年のいずれかを選択できる特例措置が適用されています。

■控除額の算出

- （１）所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において引き切れなかった額
- （２）居住年月日が平成26年3月以前の場合は、前年分の所得税の課税総所得金額等に5%を乗じて得た額（最高97,500円）

居住年月日が平成26年4月1日から平成31年6月30日までで、当該住宅の取得等が特定取得である場合には、前年分の所得税の課税総所得金額等に7%を乗じて得た額（最高136,500円）
ただし、住宅取得にかかる消費税率が5%の場合は、所得税の課税所得金額等に5%を乗じて得た額（最高97,500円）

※（１）（２）のいずれか少ない金額を所得割額から控除します。

●寄附金税額控除

次に掲げる寄附金を支出したときは、下記の計算式により算出した額が所得割から差し引かれます。

計算式 { 寄附金の額（総所得金額等の30%を限度） － 2,000円 } ＝ （Ａ）

寄 附 先	市区町村 都道府県	日赤北海道支部 北海道共同募金会	苫小牧市・北海道が 条例で定める公益法人等
基本控除	(A) × 10%	(A) × 10%	苫小牧市が条例で定める寄附 (A) × 6% 北海道が条例で定める寄附 (A) × 4%
特例控除	(A) × (90%－所得税の限界税率) ※個人住民税所得割の2割を限度	—	—

※市区町村・都道府県へ寄附したときに限り、基本控除に加えて、特例控除の適用を受けることができます。

●調整控除

税源移譲に伴い生じる所得税と市民税・道民税の人的控除額（基礎控除、扶養控除等）差額に基
因する負担増を調整するため、所得割額から一定額を控除します。

$\left[\begin{array}{c} \text{総合課税標準額} \\ + \\ \text{課税山林所得} \\ + \\ \text{課税退職所得} \end{array} \right] = \text{【A】}$	200万円以下	・ 【A】 ・ 所得税と住民税の人的控除差の合計額	$\left. \begin{array}{l} \text{どちらか小さい方} \\ \times 5\% \end{array} \right\}$
	200万円超	・ 所得税と住民税の人的控除差の合計額 －（【A】－200万円）× 5% ※2,500円未満になる場合は2,500円とする。	

◆住民税・所得税の人的控除差額一覧表

所得控除の区分			所得税	住民税	差 額
基 礎 控 除			3 8 万円	3 3 万円	5 万円
配 偶 者 控 除	普通		3 8 万円	3 3 万円	5 万円
	老人		4 8 万円	3 8 万円	1 0 万円
配偶者特別控除	配偶者の合計 所 得 金 額	380,001円～399,999円	3 8 万円	3 3 万円	5 万円
		400,000円～449,999円	3 6 万円	3 3 万円	3 万円
扶 養 控 除	普通		3 8 万円	3 3 万円	5 万円
	特定		6 3 万円	4 5 万円	1 8 万円
	老人		4 8 万円	3 8 万円	1 0 万円
	同居老人		5 8 万円	4 5 万円	1 3 万円
障 害 者 控 除	普通		2 7 万円	2 6 万円	1 万円
	特別		4 0 万円	3 0 万円	1 0 万円
	同居特別		7 5 万円	5 3 万円	2 2 万円
寡 婦 控 除	一般		2 7 万円	2 6 万円	1 万円
	特別		3 5 万円	3 0 万円	5 万円
寡 夫 控 除			2 7 万円	2 6 万円	1 万円
勤 労 学 生 控 除			2 7 万円	2 6 万円	1 万円

<調整控除計算例>

納税義務者の総合課税標準額が195万円で

- ・ 普通配偶者控除
 - ・ 特定扶養控除
 - ・ 普通扶養控除
 - ・ 基礎控除
- } を受けている場合



人的控除の差はそれぞれ…

普通配偶者控除	5 万円
特定扶養控除	1 8 万円
普通扶養控除	5 万円
基礎控除	5 万円

計 3 3 万円

$33 \text{ 万円} \times 5\% = \underline{16,500 \text{ 円}} \quad \dots \quad \text{調整控除額}$